

「メディアを活用した悪質商法等の消費者被害対策広報業務」
企画提案募集に係る質問に対する回答

令和6年5月10日
宮城県環境生活部消費生活・文化課

No.	質問	回答
1	今年度、本業務の他に TVCM を出稿する予定はありますか？ 予定がある場合、それはいつ頃の予定でしょうか？	確定していない他の業務については、お答えできません。
2	現在、運用している SNS アカウントはありますか？	X (プレミアムではありません。) 及び YouTube を運用しております。
3	高齢者層、若年層と記載していますが具体的にそれぞれ何歳を想定していますか？	高齢者層は、65歳以上、若年層は17～34歳を想定しています。
4	現状はどのような取り組みをしているのでしょうか？ また取り組みに対してどの程度の効果測定がみられているのでしょうか？ 数値の開示が可能であれば宜しくお願い致します。	現状は、小学校、中学校及び高等学校等に啓発冊子の配布、出前講座、X及び県HPによる情報発信を実施しております。また、昨年度は、SNS等を用いた動画啓発を実施しました。 効果測定については、業務の性質上、数値での評価が困難です。しかし、各SNS等の閲覧数等については、確認しております。 なお、閲覧数等については、開示できません。
5	特にアプローチを強めたい層はあるのでしょうか？	特にアプローチを強めたい層は、若年層及び高齢者層です。 【参考：2022年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NETより－】 https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230809_1.pdf
6	今回広報用動画の SNS 等への掲載と独自提案がありますが、予算の分配に関して理想の比率はありますか？ 効果が上がると考えた際、極端な割り振り【例：SNS等 1、9独自提案 9】も可能なのでしょうか？	プロポーザル方式で実施する趣旨が、広範かつ高度な知識と豊かな経験を求めているため、予算の分配に関しての理想の比率はありません。各提案者において最も効果的な企画提案になるよう提案者の判断となります。 極端の割り振りについても上記と同様です。
7	YouTube に動画を掲載しているのですがアカウントをお持ちだと思います。 Google アカウントをお借りして運用	Google アカウントを貸与することはできません。 Yahoo!のアカウントはありません。 貴社でアカウントを作成及び運用することは可能

	<p>する事は可能でしょうか？Yahoo に関しても同様です。</p> <p>もし使用できない、もしくはアカウントが無い場合は、弊社でアカウントを作成し運用する事は可能でしょうか？</p>	<p>ですが、仕様書に記載のある通り、同アカウントを事業実施後に当県に権利帰属させることとなります。</p>
8	<p>指標の記載がありませんが、指標は決定してから話し合いによって決める、ということよろしいでしょうか。企画提案の段階で、こちらから指標の提示も必要でしょうか。指標にあわせた企画提案をしたいと思っの質問です。</p>	<p>指標については、SNS等の媒体の種類が多岐に渡るため、記載しておりません。</p> <p>企画提案の段階で、各種媒体による指標の提示をお願いします。</p>